

日本建築学会

司法支援建築会議東北支部運営要領

第1章 総則

第1条（名称） この支部は、日本建築学会司法支援建築会議東北支部（以下、会議支部）という。

第2条（事務局の所在地） この会議支部は、事務局を日本建築学会東北支部に置く。

第3条（目的・事業） この会議支部の目的・事業は、日本建築学会司法支援建築会議運営規程第2条、第3条の範囲内とする。

第2章 地域

第4条（地域） この会議支部は、次の地域に在住する司法支援建築会議会員をもって構成する。

青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県

第3章 役員

第5条（役員および幹事） この会議支部には次の役員を置く。

- (1) 会議支部運営委員長 1名
- (2) 会議支部運営委員 10名
- (3) 会議支部運営委員のうち若干名を幹事とする

第6条（役員および幹事の選任） 会議支部運営委員長は会議支部の個人会員の互選とする。

2. 会議支部運営委員は会議支部の個人会員の中から鑑定人・調停委員・専門委員経験者、その他会議支部運営委員長が必要と認めたもののうちから会議支部運営委員長が指名し会議支部全体会議の承認を得て決める。
3. 幹事は会議支部運営委員の中から会議支部運営委員長が指名する。

第7条（職務） 会議支部運営委員長はこの会議支部を代表し、会務を総理し、会議支部全体会議および会議支部運営委員会の議長となる。

2. 会議支部運営委員は会議支部運営委員長を補佐しこの会議支部の業務を執行する。

第8条（任期） 役員任期は2年とし4月に始まり翌々年3月に終わる。ただし再任は妨げない。

第4章 会 議

第9条 (種別)

会議は会議支部全体会議および会議支部運営委員会とする。

第10条 (構成)

会議支部全体会議は会議支部の会員をもって構成する。

2. 会議支部運営委員会は会議支部運営委員長ならびに会議支部運営委員をもって組織する。

第11条 (運営)

会議支部全体会議ならびに会議支部運営委員会は必要に応じて会議支部運営委員長が招集して開催する。

2. 会議支部全体会議は運営に関する重要事項を決定し、会議支部運営委員会は事業の計画と執行にあたる。
3. 会議支部の運営は会議支部運営要領により行う。
4. 会議支部は司法支援建築会議運営委員会（以下、運営委員会）と連携をとり活動を行う。

第12条 (会議の設置・廃止)

会議支部の設置・廃止は会議支部全体会議の議を経て運営委員会の承認を得なければならない。

第5章 雑 則

第13条 (要領の改廃)

この要領の改廃は、運営委員会の承認を得なければならない。

第14条 (その他)

この要領に定めのない事項は、司法支援建築会議運営規程を準用する。

- 付則1. この要領は2019年4月1日より施行する。